

# 平成28年熊本地震による被災者の医療

平成28年熊本地震に関する、被災者の診療、窓口対応、診療報酬等の取扱いについて、以下の通りまとめました。

なお、この内容は平成28年4月30日現在で判明している取扱いを示したものです。また本文書記載の根拠となった、厚生労働省発出の事務連絡等については、保団連ホームページの「平成28年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します。

(<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)

全国保険医団体連合会

## I. 被災者が受診した場合の取扱い

### ■被保険者証や公費負担医療受給者証が無くても診療できます

#### 1. 保険診療を受ける際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被保険者証等の提示が必要になるため、確認は記載内容に基づいて通常と同様に取り扱います。

#### 2. 患者が被保険者証を提示できない場合

平成28年4月の熊本県熊本地方の地震による被災に伴い、患者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合は、以下の取扱いとなります。

##### (1) 社保の取扱い

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (2) 国保又は後期高齢者医療の患者

被保険者証等の紛失等により、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等に提示できない場合は、氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (3) 公費負担医療の受給者である場合

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

##### (4) 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等対象患者

<次の手帳の対象患者が受診した場合の取扱い>

- ◇水俣病被害者手帳
- ◇水俣病認定申請者医療手帳
- ◇水俣病要観察者等医療手帳
- ◇メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳
- ◇石綿健康被害医療手帳

各制度の対象者であることの申出を受けて、氏名、生年月日、住所、手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診に係る、診療を行うことができます。

(5) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に規定する受給者証一法12条第1項に規定する定期検査及び法13条第1項に規定する母子感染防止医療の受給者証を提示できない場合の取扱い

① 定期検査等受診時における取扱い

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において受給者証の交付を受けているものであることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できます。

② 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱い

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に8桁の公費負担者番号(62130018)を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求します。

また、受給者番号(7桁)が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録します。

### 3. かかりつけの医療機関等で診療を受けられず既往歴や服薬の情報を把握できない場合

(1) 熊本県内の被保険者が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。

(2) その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がいらっしゃいますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、熊本県国保連合会(又は国保中央会)及び支払基金熊本支部(又は基金本部)からその方の罹患情報を提供する取扱いが示されました。

※なお、この取扱いは、今回の熊本地震に限定した取扱いとなります。また個人情報保護の取扱いについては十分に留意することが示されています。

<熊本県国保連合会>	電話：096-365-0811
<支払基金熊本支部>	電話：096-364-0105
<国保中央会>	電話：03-3581-6821
<基金本部>	電話：03-3591-7441

## ■窓口一部負担金の徴収を免除・猶予することができます

※免除・猶予については、窓口負担徴収なしで、10割を保険請求します

災害救助法適用地域に住所を有する被災者について、次の通り患者窓口一部負担金の徴収が免除・猶予される取扱いについての厚労省事務連絡が示されました。この取扱いの期間は、平成28年7月末までの診療、調剤及び訪問看護とされています。

なお、**入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む)**については**免除・猶予されません**。標準負担額の支払いを受ける必要があります。

一部負担金の徴収を猶予・免除した場合の医療機関における確認事項は次頁をご参照下さい。

▲▽下表の1及び2のいずれにも該当する者が免除・猶予対象者となります。▽▲

一部負担金の徴収が免除・猶予される期間: <b>平成28年7月末まで</b>	
1 対象者の範囲	<p><b>A</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県の全市町村に住所を有する市町村国保の被保険者及び後期高齢者医療被保険者、<u>協会けんぽ(全国健康保険協会)</u>の加入者(地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む)</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「免除」</u>されます</p>
	<p><b>B</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する<b>別表1</b>の健康保険組合の被保険者・被扶養者</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」</u>されます</p>
	<p><b>C</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する<b>別表2</b>の国民健康保険組合の被保険者</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～⑤のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」</u>されます</p>
	<p><b>D</b> 平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用を受けた熊本県全市町村に住所を有する国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の組合員(地震発生以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む)</p> <p>※この対象者は、<u>下記①～③のいずれかに該当する場合は支払が「猶予」</u>されます</p>
2 右のいずれかを申し立てた者	<p>○平成28年熊本地震により、次のいずれかの申し立てをした者である。</p> <p>① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨</p> <p>② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨</p> <p>③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨</p> <p>④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨</p> <p>⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨</p>

※**日本私立学校振興・共済事業団加入者の取扱い** 加入者が、住居や家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと等により、その生活が困難となった場合であって、加入者及びその被扶養者が病気やケガで医療機関等において診療を受けた場合、保険医療機関又は保険薬局に支払う一部負担金等については、私学事業団に申請することにより、免除を受けることができる取扱いが示されています。

## I. 一部負担金の徴収を免除・猶予した場合の医療機関における確認等

- 1, 上記①～⑤の申し立てをした **A**、**B**、**C**、**D** いずれかの該当患者については、被保険者証等により、それぞれ住所が該当市町村の区域であることを確認するとともに、申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておく。
- 2, ただし、被保険者証等が提示できない場合には、以下の内容を診療録等に記録しておく。
  - ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
  - ② 国民健康保険法の被保険者又は後期高齢者医療被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)
- 3, なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知する。

## II. 一部負担金の支払いを免除・猶予した場合の診療報酬の請求

- 一部負担金等の支払いを免除・猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求する。
- なお、請求の具体的な手続きについては、「II. 診療報酬等の請求の取扱い」を参照して下さい。

### 別表1

#### ○九州の健康保険組合

	健保組合名	住所地		健保組合名	住所地
1	麻生	福:(福岡県)	13	巨樹の会	佐:(佐賀県)
2	安川電機	福:(福岡県)	14	佐世保重工業	長:(長崎県)
3	九州電力	福:(福岡県)	15	親和銀行	長:(長崎県)
4	福岡県農協	福:(福岡県)	16	肥後銀行	熊:(熊本県)
5	九電工	福:(福岡県)	17	熊本県自動車販売店	熊:(熊本県)
6	高田工業所	福:(福岡県)	18	西部電気	熊:(熊本県)
7	ベスト電器	福:(福岡県)	19	平田機工	熊:(熊本県)
8	ロイヤル	福:(福岡県)	20	熊本銀行	熊:(熊本県)
9	山九	福:(福岡県)	21	旭化成	宮:(宮崎県)
10	雪の聖母会	福:(福岡県)	22	宮崎銀行	宮:(宮崎県)
11	小倉記念病院	福:(福岡県)	23	センコー	宮:(宮崎県)
12	佐賀銀行	佐:(佐賀県)	24	鹿児島県信用金庫	鹿:(鹿児島県)

#### ○九州以外の健康保険組合(アルファベット順・50音順)

	健保組合名	住所地		健保組合名	住所地
1	ADEKA	東:(東京都)	294	ダイセル	大:(大阪府)
2	ANAグループ	東:(東京都)	295	大東建託	東:(東京都)
3	azbilグループ	東:(東京都)	296	大同生命	大:(大阪府)
4	CNCグループ	京:(京都府)	297	ダイドーリミテッド	東:(東京都)
5	DOWA	東:(東京都)	298	大日精化	大:(大阪府)
6	FR	東:(東京都)	299	大日本住友製薬	東:(東京都)
7	GWA	東:(東京都)	300	大日本印刷	大:(大阪府)
8	HOYA	東:(東京都)	301	ダイハツ	大:(大阪府)
9	IHG・ANA ホテルズ	東:(東京都)	302	ダイハツ系連合	大:(大阪府)
10	IHIグループ	東:(東京都)	303	ダイフク	大:(大阪府)
11	ITホールディングスグループ	富:(富山県)	304	太平電業	東:(東京都)
12	JSR	三:(三重県)	305	ダイヘン	大:(大阪府)
13	JUKI	東:(東京都)	306	太陽生命	東:(東京都)
14	JVCケンウッド	東:(東京都)	307	第四銀行	新:(新潟県)
15	J. フロント	大:(大阪府)	308	大和証券グループ	東:(東京都)
16	KDDI	東:(東京都)	309	大和ハウス工業	大:(大阪府)
17	MBK連合	東:(東京都)	310	ダイワボウ	大:(大阪府)

18	NIPPO	東:(東京都)	311	高島屋	大:(大阪府)
19	NOK	東:(東京都)	312	宝グループ	京:(京都府)
20	NSD	東:(東京都)	313	タカラスタンダード	大:(大阪府)
21	SGホールディングスグループ	京:(京都府)	314	タカラベルモント	大:(大阪府)
22	SMBCコンシューマーファイナンス	東:(東京都)	315	タクマ	兵:(兵庫県)
23	TCSグループ	東:(東京都)	316	武田薬品	大:(大阪府)
24	TDK	東:(東京都)	317	ダスキン	大:(大阪府)
25	TSIホールディングス	東:(東京都)	318	タツタ電線	大:(大阪府)
26	UACJ	愛:(愛知県)	319	田辺三菱製薬	大:(大阪府)
27	USEN	東:(東京都)	320	地域医療機能推進機構	東:(東京都)
28	YKK	富:(富山県)	321	近森会	高:(高知県)
29	あいおいニッセイ同和	東:(東京都)	322	千葉県医業	千:(千葉県)
30	アイシン	愛:(愛知県)	323	千葉県自動車販売整備	千:(千葉県)
31	愛知銀行	愛:(愛知県)	324	千葉県トラック	千:(千葉県)
32	愛知県自動車販売	愛:(愛知県)	325	千葉トヨタ	千:(千葉県)
33	愛知県情報サービス産業	愛:(愛知県)	326	中外製薬	東:(東京都)
34	愛知県信用金庫	愛:(愛知県)	327	中京銀行	愛:(愛知県)
35	愛知県トラック事業	愛:(愛知県)	328	中国銀行	岡:(岡山県)
36	愛鉄連	愛:(愛知県)	329	中国新聞	広:(広島県)
37	アイフル	京:(京都府)	330	中部鋼鉄	愛:(愛知県)
38	あおみ建設	東:(東京都)	331	通信機器産業	東:(東京都)
39	青森銀行	青:(青森県)	332	月島機械	東:(東京都)
40	青山商事	広:(広島県)	333	椿本チエイン	京:(京都府)
41	アクサ生命	東:(東京都)	334	帝国データバンク	東:(東京都)
42	アサヒグループ	東:(東京都)	335	帝人グループ	媛:(愛媛県)
43	旭テック	静:(静岡県)	336	帝石	東:(東京都)
44	アステラス	東:(東京都)	337	鉄道弘済会	東:(東京都)
45	アプラス	東:(東京都)	338	デパート	東:(東京都)
46	アベックス	愛:(愛知県)	339	電源開発	東:(東京都)
47	尼崎機械金属	兵:(兵庫県)	340	電興	東:(東京都)
48	アメリカンファミリー生命	東:(東京都)	341	電子回路	東:(東京都)
49	あらた	東:(東京都)	342	電設工業	東:(東京都)
50	アルバック	神:(神奈川県)	343	電線工業	大:(大阪府)
51	阿波銀行	徳:(徳島県)	344	デンソー	愛:(愛知県)
52	イオン	千:(千葉県)	345	電通	東:(東京都)
53	池田泉州銀行	大:(大阪府)	346	天理よろづ相談所	奈:(奈良県)
54	石川県自動車販売店	石:(石川県)	347	東亜建設工業	東:(東京都)
55	石原産業	大:(大阪府)	348	東亜道路	東:(東京都)
56	いすゞ自動車	神:(神奈川県)	349	東京アパレル	東:(東京都)
57	イズミグループ	広:(広島県)	350	東京応化工業	神:(神奈川県)
58	イズミヤグループ	大:(大阪府)	351	東京屋外広告ディスプレイ	東:(東京都)
59	井関農機	媛:(愛媛県)	352	東京紙商	東:(東京都)
60	市田	東:(東京都)	353	東京機器	東:(東京都)
61	伊藤忠	大:(大阪府)	354	東京金属事業	東:(東京都)
62	イノアック	愛:(愛知県)	355	東京化粧品	東:(東京都)
63	茨城県自動車販売	茨:(茨城県)	356	東京港運	東:(東京都)
64	イビデン	岐:(岐阜県)	357	東京広告業	東:(東京都)
65	伊予銀行	媛:(愛媛県)	358	東京実業	東:(東京都)
66	岩手銀行	岩:(岩手県)	359	東京自転車	東:(東京都)
67	印刷製本包装機械	東:(東京都)	360	東京自動車教習所	東:(東京都)
68	ウシオ電機	神:(神奈川県)	361	東京自動車サービス	東:(東京都)
69	内田洋行	東:(東京都)	362	東京証券業	東:(東京都)
70	宇部興産	山:(山口県)	363	東京女子医科大学	東:(東京都)
71	ウラベ	広:(広島県)	364	東京スター銀行	東:(東京都)
72	エア・ウォーター	北:(北海道)	365	東京製本	東:(東京都)
73	永大産業	大:(大阪府)	366	東京電子機械工業	東:(東京都)
74	エーザイ	東:(東京都)	367	東京都医業	東:(東京都)
75	エスアルエルグループ	東:(東京都)	368	東京都金属プレス工業	東:(東京都)
76	エトワール海渡	東:(東京都)	369	東京都歯科	東:(東京都)
77	エヌ・ティ・ティ	東:(東京都)	370	東京都情報サービス産業	東:(東京都)
78	エヌ・ティ・ティ・データ・ジェトロニクス	東:(東京都)	371	東京都食品	東:(東京都)
79	荏原	東:(東京都)	372	東京都信用金庫	東:(東京都)
80	愛媛銀行	媛:(愛媛県)	373	東京都土木建築	東:(東京都)
81	エプソン	野:(長野県)	374	東京都ニット	東:(東京都)
82	エム・オー・エー	静:(静岡県)	375	東京都農林漁業団体	東:(東京都)
83	エルナー	神:(神奈川県)	376	東京都報道事業	東:(東京都)
84	大垣共立銀行	岐:(岐阜県)	377	東京都木材産業	東:(東京都)
85	大阪織物商	大:(大阪府)	378	東京都洋菓子	東:(東京都)
86	大阪菓子	大:(大阪府)	379	東京不動産業	東:(東京都)
87	大阪機械工具商	大:(大阪府)	380	東京文具販売	東:(東京都)
88	大阪機工	兵:(兵庫県)	381	東京薬業	東:(東京都)

89	大阪既製服	大:(大阪府)	382	東光高岳	東:(東京都)
90	大阪金属問屋	大:(大阪府)	383	東北薬業	城:(宮城県)
91	大阪港湾	大:(大阪府)	384	東洋ゴム工業	大:(大阪府)
92	大阪自転車	大:(大阪府)	385	東糧	東:(東京都)
93	大阪自動車整備	大:(大阪府)	386	東レ	滋:(滋賀県)
94	大阪自動車販売店	大:(大阪府)	387	東和システム	東:(東京都)
95	大阪食糧連合	大:(大阪府)	388	徳島銀行	徳:(徳島県)
96	大阪鉄商	大:(大阪府)	389	徳洲会	大:(大阪府)
97	大阪ニット	大:(大阪府)	390	特種東海	静:(静岡県)
98	大阪府貨物運送	大:(大阪府)	391	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	東:(東京都)
99	大阪府管工事業	大:(大阪府)	392	独立行政法人水資源機構	玉:(埼玉県)
100	大阪府建築	大:(大阪府)	393	ドッドウェル	東:(東京都)
101	大阪婦人子供既製服	大:(大阪府)	394	トッパングループ	東:(東京都)
102	大阪府石油	大:(大阪府)	395	トビー	東:(東京都)
103	大阪府電設工業	大:(大阪府)	396	トマト銀行	岡:(岡山県)
104	大阪線材製品	大:(大阪府)	397	トヨタ関連部品	愛:(愛知県)
105	大沢	東:(東京都)	398	豊田合成	愛:(愛知県)
106	オオゼキ	東:(東京都)	399	豊田自動織機	愛:(愛知県)
107	大塚商会	東:(東京都)	400	トヨタ自動車	愛:(愛知県)
108	大塚製薬	徳:(徳島県)	401	トヨタ車体	愛:(愛知県)
109	オーミケンシ	大:(大阪府)	402	豊田通商	愛:(愛知県)
110	岡山県自動車販売	岡:(岡山県)	403	トヨタ販売連合	愛:(愛知県)
111	沖繩銀行	沖:(沖繩県)	404	ナオリ	愛:(愛知県)
112	沖繩電力	沖:(沖繩県)	405	長野銀行	野:(長野県)
113	小田急グループ	東:(東京都)	406	長野県食品	野:(長野県)
114	オリエンタルランド	千:(千葉県)	407	名古屋銀行	愛:(愛知県)
115	外国運輸金融	東:(東京都)	408	名古屋港湾	愛:(愛知県)
116	花王	東:(東京都)	409	名古屋薬業	愛:(愛知県)
117	科研製薬	東:(東京都)	410	なとり	東:(東京都)
118	カスミ	茨:(茨城県)	411	南海電気鉄道	大:(大阪府)
119	学研	東:(東京都)	412	南都銀行	奈:(奈良県)
120	神奈川運輸業	神:(神奈川県)	413	西日本パッケージング	大:(大阪府)
121	神奈川県医療従事者	神:(神奈川県)	414	西日本プラスチック工業	大:(大阪府)
122	神奈川県管工事業	神:(神奈川県)	415	日工	兵:(兵庫県)
123	神奈川県機器	神:(神奈川県)	416	日産化学	東:(東京都)
124	神奈川県協同	神:(神奈川県)	417	日新製鋼	東:(東京都)
125	神奈川県建設業	神:(神奈川県)	418	日清製粉	東:(東京都)
126	神奈川県自動車整備	神:(神奈川県)	419	日新電機	京:(京都府)
127	神奈川県情報サービス産業	神:(神奈川県)	420	日生協	東:(東京都)
128	神奈川県食品製造	神:(神奈川県)	421	日鉄住金物産	東:(東京都)
129	神奈川県電子電気機器	神:(神奈川県)	422	日本NCR	東:(東京都)
130	神奈川県電設	神:(神奈川県)	423	日本合成化学	大:(大阪府)
131	神奈川県鉄鋼産業	神:(神奈川県)	424	日本合板	東:(東京都)
132	カネカ	大:(大阪府)	425	日本事務器	東:(東京都)
133	カルビー	栃:(栃木県)	426	日本発条	神:(神奈川県)
134	川口工業	玉:(埼玉県)	427	ニトリ	東:(東京都)
135	川崎汽船	東:(東京都)	428	ニフコ	東:(東京都)
136	川崎重工業	兵:(兵庫県)	429	日本アイ・ビー・エム	東:(東京都)
137	玩具人形	東:(東京都)	430	日本金型工業	東:(東京都)
138	管工業	東:(東京都)	431	日本銀行	東:(東京都)
139	観光産業	東:(東京都)	432	日本金属	東:(東京都)
140	関西文紙情報産業	大:(大阪府)	433	日本原燃	青:(青森県)
141	関西ペイント	兵:(兵庫県)	434	日刊工業新聞社	東:(東京都)
142	関東ITソフトウェア	東:(東京都)	435	日本航空	東:(東京都)
143	関東いすゞ	群:(群馬県)	436	日本高周波鋼業	富:(富山県)
144	関東百貨店	東:(東京都)	437	日本高速道路	東:(東京都)
145	機缶	東:(東京都)	438	日本国土開発	東:(東京都)
146	北関東しんきん	群:(群馬県)	439	日本車輻	愛:(愛知県)
147	キタムラ	高:(高知県)	440	日本情報機器	東:(東京都)
148	岐阜県プラスチック事業	岐:(岐阜県)	441	日本相撲協会	東:(東京都)
149	岐阜信用金庫	岐:(岐阜県)	442	日本精工	東:(東京都)
150	岐阜繊維	岐:(岐阜県)	443	日本製鋼所	東:(東京都)
151	紀文	東:(東京都)	444	日本製紙	東:(東京都)
152	キューピー・アラハタ	東:(東京都)	445	日本冶金工業	東:(東京都)
153	紀陽銀行	和:(和歌山県)	446	日本道路	東:(東京都)
154	共同通信社	東:(東京都)	447	日本特殊陶業	愛:(愛知県)
155	京都自動車	京:(京都府)	448	日本年金機構	東:(東京都)
156	京都信用金庫	京:(京都府)	449	日本ピストンリング	玉:(埼玉県)
157	京都中央信用金庫	京:(京都府)	450	日本フェルト	東:(東京都)
158	杏林	東:(東京都)	451	日本ペイント	大:(大阪府)
159	キリンビール	東:(東京都)	452	日本放送協会	東:(東京都)

160	近畿しんきん	京:(京都府)	453	日本マクドナルド	東:(東京都)
161	近畿電子産業	大:(大阪府)	454	日本無線	東:(東京都)
162	近畿日本鉄道	大:(大阪府)	455	ニューオータニ	東:(東京都)
163	近畿日本ツーリスト	東:(東京都)	456	農林水産関係法人	東:(東京都)
164	グーグル	東:(東京都)	457	農林中央金庫	東:(東京都)
165	クラシエ	大:(大阪府)	458	ノーリツ	兵:(兵庫県)
166	栗田	東:(東京都)	459	ノバルティス	東:(東京都)
167	来島どつく	媛:(愛媛県)	460	野村証券	東:(東京都)
168	くろがね	大:(大阪府)	461	ノリタケグループ	愛:(愛知県)
169	群馬県自動車販売	群:(群馬県)	462	博報堂	東:(東京都)
170	群馬県農業団体	群:(群馬県)	463	長谷工	東:(東京都)
171	慶應義塾	東:(東京都)	464	八十二銀行	野:(長野県)
172	計機	東:(東京都)	465	パッケージ工業	東:(東京都)
173	経済産業関係法人	東:(東京都)	466	パナソニック	大:(大阪府)
174	経済団体	東:(東京都)	467	パレット	東:(東京都)
175	京阪グループ	大:(大阪府)	468	阪急阪神	大:(大阪府)
176	ケー・ティエ・シーグループ	愛:(愛知県)	469	阪神内燃機工業	兵:(兵庫県)
177	公庫関係	東:(東京都)	470	東日本プラスチック	東:(東京都)
178	甲信越しんきん	野:(長野県)	471	東淀川	大:(大阪府)
179	合同製鐵	大:(大阪府)	472	ひかり	東:(東京都)
180	鴻池	大:(大阪府)	473	日立	東:(東京都)
181	神戸機械金属	兵:(兵庫県)	474	日立工機	茨:(茨城県)
182	神戸製鋼所	兵:(兵庫県)	475	ビックカメラ	東:(東京都)
183	神戸電鉄	兵:(兵庫県)	476	百五銀行	三:(三重県)
184	神戸貿易	兵:(兵庫県)	477	兵庫県運輸業	兵:(兵庫県)
185	興和	愛:(愛知県)	478	兵庫県建築	兵:(兵庫県)
186	コカ・コーライーストジャパン	愛:(愛知県)	479	兵庫自動車販売店	兵:(兵庫県)
187	国際・政策銀	東:(東京都)	480	広島ガス電鉄	広:(広島県)
188	コクヨ	大:(大阪府)	481	福井県機械工業	井:(福井県)
189	小島	愛:(愛知県)	482	福井県自動車販売整備	井:(福井県)
190	国会議員秘書	東:(東京都)	483	富国生命	東:(東京都)
191	コムシスホールディングス	東:(東京都)	484	不二越	富:(富山県)
192	雇支援機構	千:(千葉県)	485	不二サッシ	神:(神奈川県)
193	コロナ	新:(新潟県)	486	富士車輛	滋:(滋賀県)
194	さいしん	玉:(埼玉県)	487	富士重工業	東:(東京都)
195	埼玉県医師会	玉:(埼玉県)	488	富士ソフト	神:(神奈川県)
196	埼玉県建設業	玉:(埼玉県)	489	富士通	神:(神奈川県)
197	埼玉県農協	玉:(埼玉県)	490	富士通ゼネラル	神:(神奈川県)
198	サクサ	神:(神奈川県)	491	富士電機	東:(東京都)
199	酒フーズ	東:(東京都)	492	富士フイルムグループ	神:(神奈川県)
200	佐藤工業	東:(東京都)	493	藤原運輸	大:(大阪府)
201	サニーピア	兵:(兵庫県)	494	双葉電子	千:(千葉県)
202	三機工業	東:(東京都)	495	フューチャークラウド	東:(東京都)
203	産業機械	東:(東京都)	496	ブラザー	愛:(愛知県)
204	三見金属工業	東:(東京都)	497	プラチナ万年筆	東:(東京都)
205	サントリー	大:(大阪府)	498	フランスベッドグループ	東:(東京都)
206	三陽商会	東:(東京都)	499	プリマハム	東:(東京都)
207	山陽電鉄	兵:(兵庫県)	500	古野電気	兵:(兵庫県)
208	シーイーシー	東:(東京都)	501	ベイスシアグループ	群:(群馬県)
209	ジェイアールグループ	東:(東京都)	502	平和堂	滋:(滋賀県)
210	ジェイティ	東:(東京都)	503	ベルシステム24	東:(東京都)
211	ジェーシービー	東:(東京都)	504	法政大学	東:(東京都)
212	滋賀銀行	滋:(滋賀県)	505	報徳同栄	静:(静岡県)
213	滋賀県自動車	滋:(滋賀県)	506	北洋銀行	北:(北海道)
214	滋賀県農協	滋:(滋賀県)	507	北陸情報産業	石:(石川県)
215	静岡県金属工業	静:(静岡県)	508	北陸地区信用金庫	石:(石川県)
216	静岡県自動車整備	静:(静岡県)	509	北海道医療	北:(北海道)
217	静岡県自動車販売	静:(静岡県)	510	北海道銀行	北:(北海道)
218	静岡県信用金庫	静:(静岡県)	511	北海道コンピュータ関連産業	北:(北海道)
219	静岡県西部機械工業	静:(静岡県)	512	北海道新聞社	北:(北海道)
220	静岡県石油	静:(静岡県)	513	北海道農業団体	北:(北海道)
221	静岡県中部機械工業	静:(静岡県)	514	ポッシュ	玉:(埼玉県)
222	静岡県東部機械工業	静:(静岡県)	515	ホトニクス・グループ	静:(静岡県)
223	静岡県トラック運送	静:(静岡県)	516	堀場製作所	京:(京都府)
224	静岡県農業団体	静:(静岡県)	517	ホンダ	東:(東京都)
225	静岡中央銀行	静:(静岡県)	518	毎日新聞	東:(東京都)
226	資生堂	東:(東京都)	519	マキタ	愛:(愛知県)
227	七十七銀行	城:(宮城県)	520	マスマチュチュアル生命	東:(東京都)
228	シティグループ	東:(東京都)	521	マツダ	広:(広島県)
229	自動車振興会	東:(東京都)	522	丸全昭和運輸	神:(神奈川県)
230	品川リファクトリーズ	岡:(岡山県)	523	丸八真綿	神:(神奈川県)

231	シバタ工業	兵:(兵庫県)	524	マルハニチロ	東:(東京都)
232	澁澤	東:(東京都)	525	マルハン	東:(東京都)
233	ジブラルタ	東:(東京都)	526	丸紅	東:(東京都)
234	島津製作所	京:(京都府)	527	丸紅連合	大:(大阪府)
235	シャープ	大:(大阪府)	528	三浦グループ	媛:(愛媛県)
236	社会保険支払基金	東:(東京都)	529	三重県自動車販売	三:(三重県)
237	十六銀行	岐:(岐阜県)	530	巴川製紙所	静:(静岡県)
238	商船三井	東:(東京都)	531	ミサワホーム	東:(東京都)
239	昭和電工	東:(東京都)	532	みずほ	東:(東京都)
240	昭和飛行機	東:(東京都)	533	みちのく銀行	青:(青森県)
241	ジョンソン・エンド・ジョンソングループ	東:(東京都)	534	三井	東:(東京都)
242	神栄	兵:(兵庫県)	535	三井住友銀行	東:(東京都)
243	しんくみ東海北陸	愛:(愛知県)	536	三井住友トラスト・グループ	東:(東京都)
244	神鋼商事	大:(大阪府)	537	三井物産	東:(東京都)
245	新日鐵住金	東:(東京都)	538	ミツウロコ	東:(東京都)
246	新日鐵住金君津関連	千:(千葉県)	539	ミツバ	群:(群馬県)
247	シンフォニアテクノロジー	三:(三重県)	540	三菱UFJ証券グループ	東:(東京都)
248	すかいらーくグループ	東:(東京都)	541	三菱UFJニコス	東:(東京都)
249	スズキ	静:(静岡県)	542	三菱化学	東:(東京都)
250	スズケン	愛:(愛知県)	543	三菱地所	東:(東京都)
251	住金関係会社	和:(和歌山県)	544	三菱重工	東:(東京都)
252	住友大阪セメント	東:(東京都)	545	三菱商事	東:(東京都)
253	住友共同電力	媛:(愛媛県)	546	三菱伸銅	島:(福島県)
254	住友重機械	東:(東京都)	547	三菱電機ビルテクノサービス	東:(東京都)
255	住友生命	大:(大阪府)	548	三菱東京UFJ銀行	東:(東京都)
256	住友電気工業	大:(大阪府)	549	三ツ星ベルト	兵:(兵庫県)
257	スリーエムジャパン	神:(神奈川県)	550	ミドリ安全	東:(東京都)
258	セイコーインスツル	千:(千葉県)	551	三保造船	静:(静岡県)
259	製紙工業	静:(静岡県)	552	民間放送	東:(東京都)
260	西武	玉:(埼玉県)	553	村田機械	京:(京都府)
261	聖隷	静:(静岡県)	554	明治グループ	東:(東京都)
262	関ヶ原石材	岐:(岐阜県)	555	明治安田生命	東:(東京都)
263	セキスイ	大:(大阪府)	556	メイテック	東:(東京都)
264	セコム	東:(東京都)	557	名糖	東:(東京都)
265	セディナ	愛:(愛知県)	558	めいらくグループ	愛:(愛知県)
266	セブン&アイ・ホールディングス	東:(東京都)	559	持田製薬	東:(東京都)
267	セメント商工	東:(東京都)	560	安田日本興亜	東:(東京都)
268	全国印刷工業	東:(東京都)	561	山形銀行	形:(山形県)
269	全国外食産業ジェフ	東:(東京都)	562	山口県自動車販売	山:(山口県)
270	全国硝子業	東:(東京都)	563	山崎製パン	東:(東京都)
271	全国商品取引業	東:(東京都)	564	ヤマザキマザック	愛:(愛知県)
272	全国設計事務所	東:(東京都)	565	ヤマトグループ	東:(東京都)
273	全国労働金庫	東:(東京都)	566	ヤマハ	静:(静岡県)
274	セントラル硝子	東:(東京都)	567	ユーシーシー	兵:(兵庫県)
275	全日本空輸	東:(東京都)	568	ユニキャリア	東:(東京都)
276	全日本理美容	東:(東京都)	569	ユニマツト	東:(東京都)
277	全農	東:(東京都)	570	横河電機	東:(東京都)
278	全労済	東:(東京都)	571	横浜銀行	神:(神奈川県)
279	総合警備保障	東:(東京都)	572	横浜港運	神:(神奈川県)
280	倉庫業	東:(東京都)	573	吉野工業所	東:(東京都)
281	双日	東:(東京都)	574	読売	東:(東京都)
282	象印マホービン	大:(大阪府)	575	ラウンドワン	大:(大阪府)
283	創聖	東:(東京都)	576	楽天	東:(東京都)
284	測量地質	東:(東京都)	577	リーガル	千:(千葉県)
285	ソトー	愛:(愛知県)	578	リケンテクノス	東:(東京都)
286	第一生命	東:(東京都)	579	りそな	大:(大阪府)
287	ダイエー	東:(東京都)	580	ルネサス	東:(東京都)
288	大王製紙	媛:(愛媛県)	581	レンゴー	大:(大阪府)
289	大京	東:(東京都)	582	労働者健康安全機構	東:(東京都)
290	ダイキン工業	大:(大阪府)	583	ローソン	東:(東京都)
291	大建工業	大:(大阪府)	584	ロッテ	東:(東京都)
292	大正製薬	東:(東京都)	585	ワールド	兵:(兵庫県)
293	大真空	兵:(兵庫県)	586	ワコール	京:(京都府)

## 別表2

1	熊本県医師国民健康保険組合
2	熊本県歯科医師国民健康保険組合
3	建設連合国民健康保険組合
4	全国左官タイル塗装業国民健康保険組合
5	全国板金業国民健康保険組合



## Ⅱ. 診療報酬等の請求の取扱い 被災地のレセプト提出期限は5/13です

### A 被災された患者にかかる請求について

#### 1. 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- (1) 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- (2) 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。  
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で**不詳**と記載する。
- (3) 保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- (4) 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載する。  
※ただし、国保連により取扱いが異なる場合があるため、可能な限り確認して下さい。

#### 2. 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を受けた患者の取扱い

- (1) 一部負担金の免除、徴収猶予の措置を講じられた患者については、当該措置の対象となる明細書と対象とならない明細書を別にして請求する。
- (2) 免除、徴収猶予の措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載するとともに、同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常 of 明細書とは別に束ねて提出する。
- (3) ただし、同一の患者について、措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で**災2**と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。
- (4) 入院分について、例えば月末に4月診療分の支払を一括して受けるような場合であっても、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意する。  
また、外来分についても同様に、一部負担金等の支払の猶予の対象となるのは、震災以後、一部負担金等の支払の猶予対象者に該当することとなつてからの診療分であることに留意する。
- (5) 減免、徴収猶予の措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）に基づき記載する。

#### **<参考>明細書の減額割合等の記載について**

○入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項

- (1) 健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位

で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

- (2) 後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

### 3. 公費負担医療の受給者である場合の請求の取扱い

#### (全制度共通)

公費負担者番号（8 桁）、受給者番号（7 桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載し、このうち公費負担者番号（8 桁）を記載した場合は住所を記載する必要はない。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合は、摘要欄の先頭に「不詳」と記録する。

#### (保険優先の公費負担医療の取扱い)

一部負担金等の猶予をしたときには、患者負担分がゼロであるため、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号 51】などの「公費併用レセプト」となるもの）の対象にならない。このため、一部負担金等の支払を猶予した場合には、従来、公費併用レセプトとして請求する方のものであっても、明細書は医保単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しない。

ただし、公費負担医療の受給者である場合には、摘要欄に、「公費負担医療」など、公費負担医療の受給者である旨を記載する。

#### (各制度の取扱い)

##### 1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- (1) 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第 10 条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第 18 条関係）であったかを特定する。
- (2) (1)により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求する。
- (3) どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する。

##### 2. 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号 082-513-3109）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局被爆者支援課に請求する。

##### 3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

#### **4. 難病の患者に対する医療等に関する法律**

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる 2 桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### **5. 特定疾患治療研究事業等**

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

#### **6. 肝炎治療特別促進事業**

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### **7. 児童福祉法**

- ① 医療機関等は、児童福祉法第 20 条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第 19 条の 2 の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求する。

#### **8. 母子保健法**

医療機関等は、母子保健法第 20 条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### **9. 生活保護法**

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### **10. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律**

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### 11. 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

#### 12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第22項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

※1 明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合には、以下の点を参考にする。

① 公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録する。

また、受給者番号が確認できない場合は、「9999999（7桁）」を記録する。

② 公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合には、「9999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。

### 4. 水俣病総合対策費補助金交付要綱、メチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療の請求の取扱い

#### 1. 水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合の明細書の記入

- ・公費負担者番号（別表参照）を付す
- ・氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する
- ・受給者番号が確認できた場合には記載する（この場合は住所の記載はいりません）

#### 2. 石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合の明細書の記入

- ・公費負担者番号（認定疾病に係る医療「66141011」）を付す
- ・氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する
- ・受給者番号が確認できた場合には記載する（この場合は住所の記載はいりません）

**(別表)水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく公費負担者番号**

			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当あり)	医療介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳 (療養手当なし)	医療介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
申請者医療事業		医療介護	51433035 88433032	51463032 88463039	51153039 88153036	51153047 88153044
メチル水銀健康影響調査 研究事業		医療介護	51433043 88433040			

**5. 電子レセプトの記録に係る留意事項**

(1) 保険者を特定できた場合

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ①被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- ②被保険者証の「記号」は記録しない。
- ③「番号」は「99999999 (9桁)」を記録する。
- ④「摘要」欄の先頭に「不詳」を記録する。
- ⑤保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999 (8桁)」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

(2) 保険者を特定できない場合

- ①「保険者番号」は「99999999 (8桁)」を記録する。
- ②被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。
- ③被保険者証の記号・番号が確認できない場合は、上記(1)と同様「記号」は記録せず、「番号」は「99999999 (9桁)」を記録する、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。

(3) IIの **A** の2で、「明細書の欄外上部に赤色で災1と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災1」と記録する」こと。

また、「災2と記載する」とされているものについては、「レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」に「3：支払猶予」、摘要欄の先頭に「災2」と記録する」こと。

※システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

## **B** 診療録等を滅失若しくは棄損等した場合、地震発生直後における診療行為を十分に把握することが困難である場合の対応、電子請求に問題がある場合の取扱いなど（新規追加）

### 1. 平成 28 年 4 月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成 28 年 4 月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失若しくは棄損等した場合又は地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、下記（１）又は（２）の場合において下記により概算請求を行うことができる。

#### （１）診療録等の滅失等の場合の概算による請求

今回の地震により診療録及びレセプトコンピュータ等を滅失、汚損又は棄損した保険医療機関、保険薬局又は訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という）については、平成 28 年 4 月 14 日以前の診療等分については概算による請求を行うことができる。

この場合にあつて、同年 4 月 15 日以降に診療等を行ったときは、同年 4 月 15 日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行う。

#### （２）被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域に所在する医科に係る保険医療機関であつて、平成 28 年 4 月 15 日以降に診療を行ったものについては、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月 1 か月分を通して概算による請求を行うことができる。

#### （３）通常の手続による請求を行う方法

上記（１）及び（２）による場合以外については、下記 3 により、診療報酬等の請求を行う。

### 2. 概算請求を行う場合の取扱いについて

（１）概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成 28 年 5 月 13 日までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関（国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という）及び社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という））に届け出ること（届出用紙は）。

#### （２）診療報酬等の算出方法

原則として平成 27 年 12 月診療等分から平成 28 年 2 月診療等分までの診療報酬等支払実績により（当該保険医療機関等について特別な事情がある場合には、別途保険医療機関等と調整をする）、次頁①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記 1（２）の請求を行う医科に係る保険医療機関のみ）ため、各保険医療機関等においては、**別紙 1 の様式**により、当該保険医療機関等の平成 28 年 4 月の入院、外来別の診療実日数（※ 1）を合わせて届け出る。

なお、保険薬局及び訪問看護ステーションについては、外来分として取り扱う。

※**別紙 1 の様式**は、厚生労働省ホームページの「平成 28 年熊本地震関連情報」の「関係通知等」、「平成 28 年熊本地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」（平成 28 年 4 月 28 日事務連絡）の 7 頁目に掲載されています。以下のアドレスからご確認下さい。

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Dajinkanboukouseikagakuka/0000123259.pdf>)



<p>① 入院分</p> <p>平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月  <math display="block">\frac{\text{入院分診療報酬等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{平成 28 年 4 月の入院診療実日数 (※1)}</math></p>
<p>② 外来分</p> <p>平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月  <math display="block">\frac{\text{外来分診療報酬等支払額}}{70 \text{ 日}} \times \text{平成 28 年 4 月の外来診療実日数 (※1)}</math></p> <p>(※1) 上記 1 (1) の請求を行う保険医療機関等については、平成 28 年 4 月 14 日までの診療等実日数</p>
<p>③ 平成 28 年 4 月 15 日以降の診療増（入院診療の増加、地震発生直後における時間外診療分）及び一部負担金等の猶予分</p> <p>平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月  <math display="block">\frac{\text{入院分診療報酬等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{平成 28 年 4 月 15 日以降の入院診療実日数} \times (0.05+0.015)</math></p> <p>平成 27 年 12 月～平成 28 年 2 月  <math display="block">+ \frac{\text{外来分診療報酬等支払額}}{70 \text{ 日}} \times \text{平成 28 年 4 月 15 日以降の外来診療実日数} \times (0.058+0.015)</math></p>

(3) 上記 1 (1) に該当する保険医療機関等であって、上記 1 (2) に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各審査支払機関に提出する。

(4) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれる。

(5) この方法による請求を選択した保険医療機関等については、この方法による概算額をもって平成 28 年 4 月診療分の診療報酬等支払額を確定する。

### 3. 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

#### (1) 請求書の提出期限について

平成 28 年 4 月診療分（5 月提出分）に係る診療報酬請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する保険医療機関等に限り、**平成 28 年 5 月 13 日**とする。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出する。

#### (2) 被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求の取扱いについて

被保険者証等を保険医療機関に提示せずに受診した者に係る請求については、Ⅱの **A** の方法により診療報酬の請求を行う。

#### 4. 電子レセプト請求(オンライン、電子媒体)が行えない保険医療機関の請求について

- (1) 保険医療機関における給付費等の請求については、原則、電子レセプト請求で行うこととされているが、『電気通信回線設備の機能に障害が生じた場合』や『レセプトコンピュータの故障』した場合には、事前に審査支払機関に届け出ること、書面によるレセプト請求を行うことができることとされている。
- (2) 一方で、保険医療機関は、この届出を行うに当たり、やむを得ない事情がある場合には、届出に係るレセプトの請求日に当該届出を行うことができることとされており、平成28年熊本地震に係る被害については、この場合に該当する(療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年厚生省令第36号)附則第4条)。
- (3) 震災による被害で、電気通信回線設備の機能に障害が生じている、又はレセプトコンピュータの故障により、電子レセプト請求が困難な場合は、**別紙2の様式**に必要事項を記入し、書面によるレセプト請求とともに、審査支払機関宛てに提出する。

なお、届出内容を確認できる資料(罹災証明書等が考えられるが、現在確認中)は、請求の事後の提出で問題ない。

※**別紙2の様式**は、社会保険診療報酬支払基金ホームページの「平成28年熊本地震に関するお知らせ(第3報)」からダウンロードすることが出来ます。

(URL : <http://www.ssk.or.jp/juyo/160414oshirase/160428oshirase.html>)



# 別紙1

平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書  
(平成 28 年 4 月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード			
<p>平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>			
<p>1 次のうち、該当するものに○を付すこと。</p> <p>ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等（4月15日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの）</p> <p>イ 災害救助法適用地域に所在する保険医療機関（医科）であって、4月15日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、4月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの</p>			
<p>2 平成 28 年 4 月の診療実日数を記入すること。</p> <p>[入院・外来別診療実日数]</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(外来診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(入院診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p> </td> </tr> </table>		<p>(外来診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p>	<p>(入院診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p>
<p>(外来診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p>	<p>(入院診療実日数)</p> <p>4月分 ____ 日間(14日以前)</p> <p style="padding-left: 20px;">____ 日間(15日以降)</p>		



### 【記入に当たっての説明】

- ア. ①欄は、貴医療機関（薬局）の附則第四条第五項第一号から第五号のいずれが該当する号及び該当する区分に○印を付けること。
- イ. ②から⑤欄は、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ウ. ⑦欄は、電気通信回線設備の機能障害により電子情報処理組織の使用による請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届出するまでに判明できない場合は、その旨を記入し、後日理由を提出すること。
- エ. ⑧欄は、当該事業者との契約日及び作業者予定日を記入すること。
- オ. ⑨欄は、工事開始日又は臨時施設利用開始日及び終了予定日を記入すること。
- カ. ⑩欄は、廃止又は休止計画をしている予定日を記入すること。
- キ. ⑪欄は、電子情報処理組織の使用による請求又は光ディスク等を用いた請求を行うことが困難である内容を記入すること。ただし、恣意的な理由による内容は認められないので、注意すること。

### 【添付書類の説明】

- ・それぞれ該当する書類を必ず添付すること。
  - ・ただし、下記ア、イ、オについて、当該届出書と同時に書類を添付できないやむを得ない事情がある場合は、その旨を記入し、後日提出すること。
  - ・なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻させていただく場合があります。
- ア. 一号に該当する場合、⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
  - イ. 二号に該当する場合、事業者との契約書の写しなど契約期間を証明できる書類
  - ウ. 三号に該当する場合、改築などの工事の場合はその業者との契約書の写し、臨時施設利用の場合はその施設利用の契約書の写しなど、これらを証明できる書類
  - エ. 四号に該当する場合、廃止又は休止年月日を確認できる保険医療機関（保険薬局）廃止・休止・再開届の写しなど証明できる書類
  - オ. 五号に該当する場合、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類

### Ⅲ. 保険診療関係及び診療報酬の取扱いについて（及びQ&A）

（平成 28 年 4 月 18 日厚労省保険局医療課・老健局老人保健課連名 事務連絡）

#### 1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等（以下「仮設医療機関等」という）において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えない。

#### 2. 保険調剤の取扱い

（1）略

（2）患者が処方せんを持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方せんが発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医（主治医と連絡が取れない場合には他の医師）との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であって、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。

（3）略

#### 3. 定数超過入院について

（1）保険医療機関が、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いに係り、「災害等やむを得ない事情」の場合は、当該入院した月に限り減額の対象としないとされている。

今般、被災地における保険医療機関の状況等を踏まえ、平成 28 年熊本地震による被災者を受け入れたことにより超過入院となった保険医療機関にあつては、この規定にかかわらず、当面の間、減額措置は適用しない。

（2）（1）の場合においては、DPC 対象の保険医療機関が医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合の取扱いによらず、当面の間、従前の通り診断群分類点数表に基づく算定を行う。

#### 4. 施設基準の取扱いについて

（1）今般の平成 28 年熊本地震に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し入院基本料の施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関については、当面、月平均夜勤時間数については、1 割以上の一時的な変動があつた場合においても、変更の届出を行わなくてもよい。

（2）また、平成 28 年熊本地震に伴い、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等した保険医療機関及び被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足した保険医療機関については、1 日当たり勤務する看護師及び准看護師又は看護補助者（以下「看護要員」という。）の数、看護要員の数と入院患者の比率並びに看護師及び准看護師の数に対する看護師の比率については、当面、1 割以上の一時的な変動があつた

場合においても、変更の届出を行わなくてもよい。

- (3) 上記と同様の場合、DPC対象病院について、「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」としての届出を行わなくてもよい。
- (4) (1) から (3) の届出を行わなくてもよいこととされた保険医療機関においては、被災者を受け入れたことにより入院患者が一時的に急増等したこと又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足したことを記録し、保管しておく。
- (5) 被災地域以外の保険医療機関についても、(1) から (4) までを適用する。

## 5. 診療報酬の請求等の取扱いについて

カルテ及びレセプトコンピュータの全部又は一部が汚損又は滅失し、診療報酬を請求できない場合の概算請求及び保険者等が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法等については、追って連絡する予定である。

## 6. 訪問看護の取扱いについて

- (1) 訪問看護基本療養費（以下「基本療養費」という）については、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成28年3月4日保発0304第12号。以下「訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知」という。）において、訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に記載された有効期間内（6か月を限度とする）に行った指定訪問看護（以下「訪問看護」という）について算定する取扱いとされているところであるが、次の①から③のいずれにも該当する場合には、当該有効期間を超えた場合であっても基本療養費を算定できる。
  - ① 平成28年4月14日以前に主治医の指示書の交付を受けている利用者であること。
  - ② 医療機関等が平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、平成28年4月15日以降指示書の交付を受けることが困難なこと。
  - ③ 訪問看護ステーションの看護師等が利用者の状態からみて訪問看護が必要と判断し訪問看護を実施したこと。なお、患者が主治医と連絡が取れる目途がない場合には、速やかに新たな主治医のもとで適切な治療を続けられるような環境整備を行うよう配慮すること。
- (2) 訪問看護管理療養費（以下「管理療養費」という。）については、訪問看護療養費の算定方法の留意事項通知において利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書（以下「計画書等」という。）を主治医に提出するなど計画的な管理を継続して行った場合に算定する取扱いとされているところであるが、保険医療機関等が平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在する場合であって、被災のため主治医と連絡がとれず、やむを得ず計画書等を主治医に提出することができない場合であっても、管理療養費の算定ができる。
- (3) 健康保険法上、居宅において訪問看護を行った場合に、訪問看護療養費を算定する取扱いとされているところ。被保険者が平成28年熊本地震に係る災害救助法の適用市町村に所在していた場合であって、被災のため避難所や避難先の家庭等で生活している場合においても、訪問看護を行った場合にはこれを算定出来る。
- (4) 訪問看護ステーションは、前記(1)から(3)により訪問看護を実施した場合は、その旨を訪問看護記録書に記録しておく。
- (5) なお、介護保険法に基づく訪問看護についても、上記と同等の取扱いとする。

## ▲▽保険診療関係及び診療報酬の取扱いに関するQ&A▲▽

＜質問＞	＜回答＞
<b>(平成 28 年 4 月 16 日厚生労働省保険局医療課の事務連絡 QA)</b>	
1. 被災した精神科医療機関等からの精神疾患患者の転院を受け入れたため、病室に所定病床数を上回る患者を入院させることとなった場合、入院基本料の減額措置の対象となるのか。	1. 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法について」(平成 18 年・保医発第 0323003 号)に基づき、1 か月の平均入院患者数が病床数の 100 分の 105 までは所定の入院料を算定できるほか、これを超えた場合でも、災害等やむを得ない事情の場合には、入院した月について、当該減額規定は適用しない。なお、このほかの措置は、受け入れた入院医療機関の今後の状況により、必要に応じ検討する。
2. 超過して受け入れた患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できるか。	2. 患者を廊下や処置室等の病室以外の場所に収容した場合は、入院基本料は算定できない。ただし、当該患者に対して行う処置等に係る診療報酬については、算定要件を満たせば算定できる。
<b>(平成 28 年 4 月 18 日厚生労働省保険局医療課、老健局老人保健課連名の事務連絡 QA)</b>	
<b>I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)</b>	
1. 日本赤十字社の救護班、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会による災害医療チーム)などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。	1. 都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、 ① 薬剤、治療材料等の実費 ② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできない。
2. 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。	2. 保険診療として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい)
3. 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。	3. 保険診療として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。)
4. 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方せんによる調剤は、どのような取扱いになるか。	4. 保険調剤として取り扱うことはできない。(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。)
5. 保険診療による処方せんとはどのように区別したらよいか。	5. 災害により避難所や救護所等において発行された処方せんについては、当該処方せんに「災」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方せんの交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

<p>6. 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。</p>	<p>6. 算定できる。          なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料（歯科訪問診療料）は算定できない。</p>
<p>7. 6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。</p>	<p>7. いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。          なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。          また、歯科の場合にあつては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1（1人のみの場合）、歯科訪問診療2（2人以上9人以下の場合）又は歯科訪問診療3（10人以上の場合）のいずれかにより算定する。</p>
<p>8. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料は「単一建物居住患者の人数」により区分がなされているが、被災前から、当該管理料（平成28年3月以前の特定施設入居時医学総合管理料を含む）の対象となる医学管理を行っている患者が避難所に避難し、当該患者に当該医学管理を継続して行う場合、当該管理料をどのように算定することができるか。</p>	<p>8. 当面、避難所においても、被災前の居住場所に応じた区分に従って、当該管理料を算定することができる。但し、避難場所が分散し、被災前の居住場所と比べ、「単一建物居住患者の人数」が減少した場合には、減少後の人数に基づいて算定できる。</p>
<p>9. 避難所等に居住する患者であつて、定期的に外来における診療を受けている者からの求めに応じて、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に往診を行った場合、往診料は算定できるか。</p>	<p>9. 患者が避難所等にある程度継続して居住している場合には、避難所に居住している患者であつて、定期的に外来による診療を受けている者からの求めがあり、当該外来による診療を行っている被災地の保険医療機関の医師等が避難所等に赴き診療を行った場合には、往診料を算定できる。ただし、2人目以降については、往診料は算定できず、再診料の算定となる。（通常の往診料と同じ取扱い）</p>
<p>10. 被災地の保険医療機関が、災害等やむを得ない事情により、医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合などは、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。</p>	<p>10. 当面の間、以下の取扱いとする。  <b>&lt;原則&gt;</b>          実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。  <b>&lt;会議室等病棟以外に入院の場合&gt;</b>          速やかに入院すべき病棟へ入院させることを原則とするが、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が入院すべき病棟の入院基本料を算定する。          この場合、当該患者の状態に応じてどのような診療や看護が行われているか確認できるよう、具体的に診療録、看護記録等に記録する。          なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、県市町に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。）</p>



	<p>&lt;医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合&gt;</p> <p>○ 入院基本料を算定する病棟の場合  入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定。）。  ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する。</p> <p>○ 特定入院料を算定する病棟の場合  医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定。）。</p>
<p>11. 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。また、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合、特別入院基本料を算定するのか。</p>	<p>11. 医療法上の許可病床数を超過して入院させた場合を含め、当該他の医療機関から転院させた患者を含めて平均在院日数を算定する。ただし、平均在院日数が入院基本料等の施設基準を超えた場合であっても、当面の間、従前の入院基本料を算定できるものとし、特別入院基本料の算定は行わないものとする。</p>
<p>12. 被災地の保険医療機関において災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合に、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。</p>	<p>12. 被災地の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否かを判断する。</p>
<p>13. 被災地の保険医療機関において、被災地の他の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該他の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。</p>	<p>13. 当面の間、他の保険医療機関が当該保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該保険医療機関に入院した日を入院の日とする。</p>
<p>14. 被災地の保険医療機関において、通常外来診察を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料（歯科診療にあつては、歯科訪問診療料）は算定できるか。</p>	<p>14. 居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料（歯科訪問診療料）を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料（歯科訪問診療料）の算定はできない。（通常の訪問診療料等の規定のとおり）</p>
<p>15. 6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。</p>	<p>15. 医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。</p> <p>なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して同一日に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う場合は「同一建物居住者の場合」の取扱いとするが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、「同一建物居住者の場合」を算定する。</p>



<p>16. 被災地以外の都道府県で登録した保険医が、被災地の保険医療機関で診療を行った場合、保険請求可能か。</p>	<p>16. 被災地以外の都道府県で登録した保険医が被災地の保険医療機関で行った場合には、被災地において、当該保険医が保険診療に従事する被災地の保険医療機関から診療報酬の請求が行われることになる。</p>
<p>17. 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。</p>	<p>17. 被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方せんであっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。</p>
<p>18. 被災地の保険医療機関において透析設備が、今般の震災により使用不可能となっている場合に、震災以前から当該保険医療機関に入院し当該保険医療機関において透析を行っている患者が、真にやむを得ない事情により、透析を目的として他医療機関を受診した場合に、入院基本料、特定入院料はどのように取り扱うのか。</p>	<p>18. 当面の間、被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院を受け入れた場合であって、真にやむを得ない事情があった場合に限り、透析を目的として他医療機関受診を行った日については、入院基本料及び特定入院料の控除は行わないこととする。</p>
<p>19. 新たに有床義歯を製作する場合については、遠隔地への転居のため通院が不能になった場合、急性歯科疾患のため喪失歯数が異なった場合等の特別な場合を除いて原則として前回有床義歯を製作した際の印象採得を算定した日から起算して6カ月以降とする取扱いであるが、今般の平成28年熊本地震による被災に伴い有床義歯を滅失又は破損した場合も該当するのか。</p>	<p>19. 該当する。なお、この場合において、有床義歯を再製作するに当たっては、診療録及び診療報酬明細書「摘要」欄に平成28年熊本地震による被災に伴う6カ月未満の有床義歯の再製作である旨を記載すること。</p>
<p>20. 平成28年熊本地震に伴い、被災地の保険医療機関において、「DPC導入の影響評価に係る調査」への適切な参加及び「データ提出加算」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。</p>	<p>20. 1～3月診療分のDPC事務局へのデータの提出期限は4月22日となっているが、当該提出期限については、当分の間、延長することとする。なお、提出期限日は追って連絡する予定である。</p>
<p><b>II. 被災地以外</b></p>	
<p>21. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から、医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合などに、どの入院基本料、特定入院料を算定するのか。</p>	<p>21. 当面の間、以下の取扱いとする。</p> <p><b>&lt;原則&gt;</b>    実際に入院した病棟（病室）の入院基本料・特定入院料を算定する。</p> <p><b>&lt;医療法上、本来入院できない病棟に入院（精神病棟に精神疾患ではない患者が入院した場合など）又は診療報酬上の施設基準の要件を満たさない患者が入院（回復期リハビリテーション病棟に施設基準の要件を満たさない患者が入院した場合など）した場合&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院基本料を算定する病棟の場合      入院した病棟の入院基本料を算定する（精神病棟に入院の場合は精神病棟入院基本料を算定）。      ただし、結核病棟については、結核病棟入院基本料の注3の規定に係らず、入院基本料を算定する。</li> <li>○ 特定入院料を算定する病棟の場合      医療法上の病床種別と当該特定入院料が施設基準上求めている看護配置により、算定する入院基本料を判断すること（一般病床の回復期リハビリテーション病棟に入院の場合は15対1の看護配置を求めていることから、15対1一般病棟入院基本料を算定）。</li> </ul>

<p>22. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から医療法上の許可病床数を超過して転院の受け入れを行った場合に、平均在院日数はどのように算定するのか。</p>	<p>22. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から地震の発生日以降に医療法上の許可病床数を超過するなどして転院の受け入れを行った場合、当面の間、当該患者を除いて平均在院日数を算定する。</p>
<p>23. 被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、特定入院料等に規定する施設基準の要件についてどのように考えればよいか。</p>	<p>23. 被災地以外の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、特定入院料の届出を行っている病棟に診療報酬上の要件を満たさない状態の患者が入院（例えば回復期リハビリテーション病棟に回復期リハビリテーションを要する状態ではない患者が入院した場合など）した場合には、当面の間、当該患者を除いて施設基準の要件を満たすか否か判断する。</p>
<p>24. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合に入院の日はどのように取り扱うのか。</p>	<p>24. 当面の間、被災地の保険医療機関が当該被災地以外の保険医療機関と特別の関係にあるか否かにかかわらず、当該被災地以外の保険医療機関に入院した日を入院の日とする。</p>
<p>25. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の介護施設、避難所等から入所者等の受入を行った場合、入院基本料、特定入院料等は算定できるか。</p>	<p>25. 医学的判断に基づき入院が必要と判断された場合には算定できる。なお、単なる避難所としての利用の場合は算定できない（災害救助法の適用となる医療については、区市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、区市町村に確認されたい。）</p>
<p>26. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院の受け入れを行った場合に、当該受け入れを行った被災地以外の保険医療機関の透析設備の不足等真にやむを得ない事情により、当該患者が透析を目的として他医療機関を受診した場合に、入院基本料、特定入院料はどのように取り扱うのか。</p>	<p>26. 患者に必要な医療を提供可能な保険医療機関に転院することを原則とする。 ただし、被災地の保険医療機関に震災前から継続して入院している慢性透析患者の転院を受け入れた場合であって、真にやむを得ない事情があった場合に限り、当面の間、透析を目的として他医療機関受診を行った日については、入院基本料及び特定入院料の控除は行わないこととする。</p>
<p>27. 平成 28 年熊本地震に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関、又は、被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「DPC 導入の影響評価に係る調査」への適切な参加及び「データ提出加算」に係るデータ提出が困難な場合には、どのように対応すればよいか。</p>	<p>27. 1～3月診療分のDPC事務局へのデータの提出期限は4月22日となっているが、こうした保険医療機関に限り、当該提出期限については、当面の間、延長することとする。なお、提出期限日は迫って連絡する予定である。</p>

(平成 28 年 4 月 26 日厚生労働省保険局医療課の事務連絡 QA)

I. 被災地（災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。）

<p>1. 被災地の保険医療機関が、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合について、入院料に規定する施設基準の規定についてどのように考えればよいか。</p>	<p>1. 被災前にこれらの施設基準を満たしていた保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により患者を入院させたことにより、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度（特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料を除く）、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合を満たさなくなった場合については、当面の間、直ちに施設基準の変更の届出を行う必要はない。 なお、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料の治療室に、やむを得ず本来当該治療室への入院を要さない患者を入院させた場合に</p>
--	--

	いては、当該保険医療機関の入院基本料を算定した上で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の算出から除外する。
2. 入院時食事療養（Ⅰ）又は入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っている被災地の保険医療機関において、災害等やむを得ない事情により、入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の療養たる提供を適時に、かつ適温で行うことが困難となった場合に、入院時食事療養費等はどのように取り扱うのか。	2. 当面の間、従前の入院時食事療養費又は入院時生活療養費を算定できるものとする。ただし、適時かつ適温による食事の提供が困難な場合であっても、できる限り適時かつ適温による食事の提供に努めること。
<b>Ⅱ. 被災地以外</b>	
3. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関が災害等の事情により診療の継続が困難となり、当該被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行ったことにより、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2・3の患者割合を満たさなくなった場合について、どう考えればよいか。	3. 被災地以外の保険医療機関において、被災地の保険医療機関から転院の受け入れを行った場合にあっては、平均在院日数、重症度、医療・看護必要度、在宅復帰率、医療区分2又は3の患者割合について、当面の間、被災地から受け入れた転院患者を除いて算出することができる。 ただし、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料の治療室に、被災地の保険医療機関から転院の受け入れにより、やむを得ず当該治療室への入院を要さない患者を入院させた場合については、当該保険医療機関の入院基本料を算定した上で、重症度、医療・看護必要度の該当患者割合の算出から除外する。

通知等については保団連ホームページの「平成 28 年熊本地震特集」に掲載していますのでご参照をお願い致します (<http://hodanren.doc-net.or.jp/jisin/16kj/>)。

以上

